

J A S D A Q における有価証券上場規程別表

第1 株券

(上場手数料)

区分	納入期	徴収標準
新規上場申請者 の上場申請した株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	600万円
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格（株券を対価とする公開買付けに際して行われる株券の発行にあっては、当該公開買付けの決済の開始日（以下「決済開始日」という。）における本所の当該株券の最終価格（決済開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、決済開始日後、本所において売買立会が最初に成立した日の最終価格。ただし、本所が売買状況その他を勘案して最終価格を用いることが適当でないと認めるときは、本所がその都度定める価格とする。））に新たに上場する株式数（上場外国会社である場合において、当該上場外国会社の発行する株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときは、当該株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数をいう。）を乗じて得た金額の万分の8（他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1）

(年賦課金)

区分	納入期	徴収標準
----	-----	------

年賦課金	2月末日	上場株式数に本所が定める価格を乗じて得た額について 1,000億円以下の場合
	8月末日	1,000億円超の場合 100万円 120万円

(T D n e t 利用料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
T D n e t 利用料	2月末日 8月末日	年額 8万9,250円

第 2 新株予約権証券

(上場手数料)

区 分	納 入 期	徴 収 標 準
上場会社が発行する新株予約権証券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	新株予約権の目的である株式の発行価格に当該株式の数を乗じて得た金額が 50億円以下の場合 17万円 ただし、第1株券「上場会社が新たに発行する株券の上場」の場合の上場手数料の計算により得た金額の半額が17万円未満の場合は、その金額 50億円を超える場合 34万円

第 3 その他の有価証券

別にこれを定める。

付 則

- 1 この別表は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 上場会社が新たに発行する株券の上場に係る上場手数料の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該株券の発行を

決議する上場会社から適用する。

- 3 年賦課金の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」(以下「ヘラクレス」という。)の上場会社である場合には、平成21年12月末日現在における上場株式数(平成22年1月1日以後に新規上場した場合には、上場日における上場株式数)に本所が定める価格を乗じて得た額を基準として年賦課金の規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。
- 4 上場会社が、施行日の前日においてヘラクレスに上場している場合で、かつ、当該上場会社が発行する株券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、第1株券の年賦課金に応じた金額の4分の1を、上場廃止日に納付するものとする。
- 5 年賦課金の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合には、平成21年12月末日現在における上場株式数(平成22年1月1日以後に新規上場した場合には、上場日における上場株式数)に本所が定める価格を乗じて得た額を基準として年賦課金の規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合で、かつ、当該上場会社が発行する株券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、平成21年12月末日現在における上場株式数に本所が定める価格を乗じて得た額を基準として年賦課金の規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、上場廃止日に納付するものとする。
- 7 TDnet利用料の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合には、TDnet利用料の半額を、平成23年2月末日に納付すべきTDnet利用料

に合わせて納付するものとする。

8 前項の規定にかかわらず、上場会社が、施行日の前日においてＪＡＳＤAQ又はＮＥＯに上場している場合で、かつ、当該上場会社が発行する株券が、施行日から平成23年2月末日の間に上場廃止する場合には、ＴＤｎｅｔ利用料の4分の1を、上場廃止日に納付するものとする。

付 則

この別表は、平成23年10月7日から施行する。

付 則

この別表は、平成25年1月1日から施行する。